

南牧村森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、同法に基づき令和元年度から森林環境譲与税が国から全国の市町村及び都道府県に対して譲与されることとなりました。

1 森林整備の現状

村の総面積は11,883haであり、その内森林面積は10,855haで総面積の91%を占めています。私有林面積は7,121haで、スギを主体とした人工林の面積は4,222haであり人工林率59%です。

村ではこれまで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向け、国や県予算、村独自予算により森林の整備を進めてきました。

しかし近年は、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下、森林所有者の不在村化、相続による世代交代、後継者不足などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

このため、本村では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するため、当面5年間については次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進に繋がる取り組みを計画的かつ効率的に進めます。

2 森林環境譲与税額（推計）

令和元年度	7,788千円/年（基金に積立）
令和2年度から令和3年度	16,550千円/年
令和4年度から令和5年度	21,418千円/年
令和6年度以降	26,286千円/年

3 森林整備の推進

現在、本村の私有林では、主として地元森林組合等により森林経営計画を作成し、計画的な森林整備が進められています。

その一方で、整備が行き届かない森林が多数存在することから、森林の所有者に対しては、森林経営管理法に基づき、適切な森林経営管理の責務があることを伝えるとともに、村や意欲と能力のある林業経営体などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけます（資料1参照）。

経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。

4 路網等の整備

本村は急峻な地形が多く木材の搬出等に支障をきたしている状況にあります。間伐等森林整備をするために必要不可欠である作業道の整備を推進するとともに、既設の林道や作業道等の路網の整備・維持管理を進めます。

5 森林整備の促進に繋がる取り組み

(1) 木材利用の促進

村内や県産材の付加価値向上を図るため、公共施設や民間施設の木造化や木質化を進めるとともに、林地未利用材の効率的な集荷・搬出を進めます。

(2) 人材育成・担い手確保

林業就業者の高齢化や後継者不足が進むとともに、就業者の確保が難しい状況にあるため、関係機関や関係者と連携を図りながら、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

(3) 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、村民はもとより、都市住民の理解や後継者不足を解消するため、村有林を活用した森林環境教育や植樹活動といった、木を通じた交流機会の創出や木育活動などに取り組みます。

6 その他の取り組み

近年では、大型台風や集中豪雨、豪雪など大規模な自然災害が頻繁に発生しています。その際に、倒木による道路の寸断や通信網の不通など、ライフラインにも大きな影響を及ぼす事例も多くなっています。生活道を中心に危険木の処理を行うなど、地域住民の生活に欠かせないライフライン機能をマヒさせない対策に取り組みます。

別紙 1

○森林経営管理制度

基本的には森林所有者が自ら森林経営管理を行う責務がありますが、実施が困難な場合には、所有者に代わって村や意欲と能力のある林業経営体に森林の経営を委ねることができます。

そのために、所有者へ経営管理に関する意向調査を実施し、所有者が今後の経営管理をどのように考えているか確認します。

意向調査の結果、所有者自身や所有者から森林組合等に管理を委ねる場合には、当該制度に基づく取り組みは終了します。

一方で、村に経営管理を委ねる旨の申し出があった所有者とは、経営管理集積計画を取り交わし、村が経営管理権を取得し、所有者に代わって森林整備を実施します。

この整備の実施については、村から意欲と能力のある林業経営体に再委託することとし、再委託を受けていただけない森林については、村が森林環境譲与税を活用して森林整備を実施し、地球温暖化防止や国土保全などに貢献する森林整備に取り組みます。

この意向調査は、森林の状況や路網整備の状況等を踏まえて地域毎に順次行い、15年を目途に村内全域を実施していく予定です。